

平成 29 年度 第 6 回北海道アイスホッケー連盟会長杯争奪
中学校アイスホッケー道央大会
開 催 要 項

1. 主 催 (一財) 北海道アイスホッケー連盟
2. 後 援 帯広市体育連盟、帯広市教育委員会
一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
3. 主 管 帯広アイスホッケー連盟
4. 期 間 平成 30 年 2 月 22 日 (木) ~ 2 月 25 日 (日)
5. 場 所 帯広の森アイスアリーナ
帯広市南町南 7 線 56 番地 7 帯広の森運動公園内 TEL:0155-48-6256
6. 参加資格 一般財団法人北海道アイスホッケー連盟に登録したチームの役員、選手であること。
7. 競技規則
 - (1) IIHF 国際競技規則に基づく。
 - (2) 競技時間は、練習 10 分、各ピリオド正味 20 分、休憩 10 分とする。
 - (3) チームのベンチ入り選手は 22 名以内 (GK2 名以内含む) とする。ただし、GK を除くプレーヤーは 20 名以内とする。
 - (4) チームのベンチ入り役員は監督 1 名、他 4 名 (当該学校教職員、あるいは登録済み外部コーチ) の 5 名以内とする。
 - (5) GK については 1 名でも可とし、GK がプレーできなくなったら、プレイヤーズ・ベンチにいるスケーターにゴールキーパーの装備をさせて、ゴールキーパーとしてプレーさせることができる。用具をつけてプレーするまでの準備時間は 15 分間とする。なお、交替した時のスケートはスケータースケートも可とする。
 - (6) 第 3 ピリオド終了時点で同点の場合は、ただちに 3on3 方式の 5 分間の延長ピリオド (サドンヴィクトリー方式) を行う。
 - (7) 延長ピリオドで決しない場合には、ただちに 3 名ずつのゲームウイニングショット (GWS) を行う。なお、3 名による GWS で決しない場合は、先に行った 3 名を含むサドンヴィクトリー方式による GWS で勝敗を決する。(整氷は行わない。)
 - (8) リンク使用時間終了時刻で時間切れとし、延長ピリオドあるいは GWS を行わない場合がある。時間切れの時点で勝敗が決していない場合は引分けとする。
8. 試合方法 1 回戦総当たり方式のリーグ戦を行う。
9. 順位の決定
 - (1) 勝点制で順位を決定する。
 - (2) 勝者に 3 点、延長ピリオドおよび GWS の勝者に 2 点、延長ピリオドおよび GWS の敗者に 1 点、敗者に 0 点を与える。なお、引分けの場合には両チームに 1 点を与える。
 - (3) 勝ち点が同じ場合は、当該チームの対戦成績、得失点差、総得点、ペナルティ時間の順で、順位を決定する。

10. 試合日程 別 紙
11. 参 加 料 1 チーム 20,000 円
12. 表 彰 優勝・準優勝・第 3 位を表彰する。
13. そ の 他
- (1) 選手は必ず規定にあった防具を正しく着用すること。
 - (2) ベンチ内にいる選手は必ずフェイスマスク付きのヘルメットを着用すること。
 - (3) 最終選手登録は大会第 1 試合前とし、それ以降の補充は一切できないものとする。
 - (4) プレーヤーズベンチは組合せ番号の若い方をオフィシャルボックスに向かって右側とする。
 - (5) ホームチームは試合開始前にパック抽選で決定する。
 - (6) 出場選手名簿を試合開始 30 分前にオフィシャルへ提出すること。
 - (7) 各チームで必ずスポーツ安全保険等傷害保険等に加入しておくこと。
 - (8) 選手・役員等の移動を含む本大会における事故・負傷・盗難等については、本連盟は一切の責任を負わないので、各チームが責任を持って予め対処すること。
 - (9) 各チームは控室及び会場の清掃に努めること。
 - (10)個人情報および肖像権に関して
 - ・ 主催者（及び共催者）は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、参加申込書等より取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び結果（記録）発表、公式ホームページその他競技運営及びアイスホッケー競技に必要な連絡等に利用する。
 - ・ 本大会は、テレビ放送及びインターネット上で動画配信を行うことがある。
 - ・ 大会の映像・写真・記事・競技結果（記録）等は、主催者および主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
 - ・ その他、主催者の許可に基づき、記念写真等が販売されることがある。
 - ・ 大会の映像・写真是、主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。
 - ・ 参加料の納金により、当該大会の参加にあたり上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。